

# 「倉敷民商弾圧事件」

## 「補屋裁判」傍聴記

吹田民商常務理事 西尾 栄一

6月12日、倉敷民商弾圧事件「補屋裁判」の第11回公判を傍聴しました。この日も、傍聴席は満員でした。大阪からも10名を超える皆さんが参加しました。今回から法人税法違反(脱税ほう助)事件ではなく、税理士法違反事件の検察証人尋問が始まりました。補屋さんは、5法人(五輪建設、KY販売、K事務所、AT社、I工業)の法人税、消費税の申告書22通を作成したとして税理士法違反で起訴されています。この日の証人は広島国税局査察官の木嶋輝美氏でした。

### 申告書の作成が「高度な専門的知識」か？

午前中は検察側の立証でした。ポイントは「(補屋さんが)自己の判断に基づいて申告書を作成した」ことを明らかにすることです。木嶋証人は、「(補屋さんが申告書を作成した)」と判断した理由として、①押収した申告書作成データと申告書が一致した ②五輪建設の証言 ③申告書に書きさされた文字が補屋さんの文字であるの3点をあげました。また、申告書作成の際に、どの附表や別表を使用するのか、減価償却費の計算や消費税の計算は「高度な専門的知識」を要するため「自己(補屋さん自身)の判断」が働いているとしました。その後、木嶋氏自身が作成した五輪建設の法人税と消費税申告書の「査察官報告書」に対して、検察官から細々とした質問が行われました。補屋さんが援助した申告書は消費税計算の95%ルールや使用した用紙の間違ひはありませんでしたが、それ以外は「正しく行われていた」と証言しました。

午後からは弁護団の反対尋問が行われました。原田弁護士が、申告書作成が「高度な専門的知識」を有するとの論拠を丁寧に崩していききました。まず、決算書の作成は税務書類の作成には「当たらない」こと、決算書は確定申告書の「添付書類」であることを証言させました。その上で、「高度の専門的知識」を必要とするとした減価償却費の計算が、申告書作成時の作業ではなく決算書作成時の作業であることを明らかにしました。その上で、申告書の別表を



一つ一つ示しながら、その多くが、決算書から導き出すことができるもので「高度な専門的知識」など必要ないことを証言によって裏付けていきました。山崎弁護士からは国税庁のホームページは他省庁のホームページに比べて、大変事細かに分かり易く書かれていることを紹介し、その目的は何かと木嶋証人に質すと、「自主申告を推進するため」と証言しました。こうして、「高度な専門的知識」がなくても申告書が作成できることを明らかにしました。

### 木嶋証人、何度も答弁不能に 検察の意図明白に

その後、谷弁護士が、木嶋証人の国税職員としての職務権限と、実際に彼が行っている裁判に係わる作業や証言が妥当性を持つものか否かを迫りました。谷弁護士の質問の中で以下のような様々なことがわかりました。①木嶋証人は、法人税を担当する職員であり、税理士法を担当したことがないこと。②五輪建設が問われているのは法人税法なのに、査察官報告書では消費税の報告が詳細になされていること。③法人税法違反は調査したが、税理士法違反については調査していないこと。④伊勢知検事の依頼を受けて、五輪建設だけではなく、KY販売、K事務所、AT社、I工業の査察官報告書を木嶋証人が作成していること。⑤その職務権限はどこからくるものなのか明確ではないこと(長い沈黙の後で担当職務の範囲内と回答)。⑥報告書の日付はすべて平成26年7月28日になっていること。⑦伊勢知検事からの依頼は補屋さんが起訴された5か月後くらいに行われ1か月くらいで作成されたこと。⑧それは伊勢知検事から提供された資料に基づいていること等々。谷弁護士からの質問に木嶋証人はタジタジでした。幾度となく答弁不能に陥り、法廷に何度も沈黙の時間が訪れました。木嶋証人は、清水弁護士団長の質問に、税理士法違反は国税が告発した訳ではないと明言しました。

この反対尋問から見えてくるのは、税理士法違反事件を問題にしたのが国税庁ではなく、検察であること。そして、証拠固めをしてから起訴するのではなく、起訴して、証拠探しをしていることです。五輪建設を自白させ、3名の事務局長を自白させて証拠としようとした形跡が透けて見えます。ところが、3名とも「無罪」で頑張ったため、自白を諦め、後付で証拠づくりを始めていると推測できます。「先に起訴ありき」など許されるものではありません。次の公判は9月4日です。

商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう  
会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう